

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 5 月 23 日

秋田地方裁判所民事第 2 部

裁判所書記官 三 浦 恵

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 6 月 6 日から 令和 7 年 6 月 13 日まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 7 年 6 月 18 日 午前 10 時 00 分 秋田地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 7 年 7 月 8 日 午後 1 時 00 分 秋田地方裁判所民事第 2 部
特別売却 実施期間	令和 7 年 6 月 19 日 午前 8 時 30 分から 令和 7 年 6 月 19 日 午後 5 時 00 分まで	
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、保険会社、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 5 月 23 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
3	500,000 400,000		100,000	1,583	非課税

物 件 目 録

3 所	在	由利本荘市内越字家ノ前
地	番	328番
地	目	宅地
地	積	188.89平方メートル

入札時の注意点

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時に下記の各書面の提出が入札書毎に必要です。

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書**（個人・法人を問わず）

※入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※提出後の訂正はできません。

住民票

（個人の場合）

資格証明書

（法人の場合）

※入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し（宅地建物取引業者の場合）

※有効期限内のものを提出してください。

（入札方法に関する問合せ）

秋田地方裁判所執行官室 ☎018-824-1514

物 件 明 細 書

令和 7 年 2 月 20 日

秋田地方裁判所民事第 2 部

裁判所書記官 越 後 誠 司

1 不動産の表示

【物件番号 3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 3】

本件債務者が占有している。同社の代表者は本件所有者である。同社所有の売却対象外の未登記建物（種類：事務所、構造：軽量鉄骨造 2 階建、床面積：1 階約 36 平方メートル、2 階約 36 平方メートル・種類：物置、構造：木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建、床面積：約 20 平方メートル）が存在する。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 3】

本件土地上に現存しない建物（家屋番号 328 番）の登記が存在する。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記

載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。（このほか、B I Tのお知らせメニューにも登載されています。）

物 件 目 録

3 所	在	由利本荘市内越字家ノ前
地	番	328番
地	目	宅地
地	積	188.89平方メートル

令和 6年(ケ)第 50号
令和 6年10月17日受理
令和 6年11月28日提出



現況調査報告書
(物件3)

秋田地方裁判所
執行官 関 知 満

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

3	所	在	由利本荘市内越字家ノ前
	地	番	328番
	地	目	宅地
	地	積	188.89平方メートル

(土地用)

不 動 産 の 表 示	「物件目録」のとおり
住 居 表 示	(住居表示未実施)
土 地	物件 3
現 況 地 目	☒ 宅地（物件 3） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ 農地（物件 ） ☐ 雑種地（物件 ） ☐ 山林（物件 ） ☐ ☐
形 状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☒ 建物配置図のとおり
占 有 者 及 び 占 有 状 況	☐ 土地所有者 ☒ その他の者 ☒ 上記の者が本土地上に、下記目的外建物を所有し、占有している。 ☐ 上記の者が駐車場として使用し、占有している ☐ 上記の者が更地の状態で占有している。 ☐ ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり ☐
そ の 他 の 事 項	
執 行 官 保 管 の 仮 処 分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日]
建 物 (目 的 外 建 物)	☐ ない ☒ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 建物配置図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(2 枚目)

目的外建物の概況 (物件3関係)		
1	所 在	由利本荘市内越字家ノ前328番
	家 屋 番 号	☒ ない (未登記) ☐
	種 類	☐ 居宅 ☐ 店舗 ☐ 共同住宅 ☐ 工場 ☐ 倉庫 ☒ 事務所
	構 造	軽量鉄骨造2階建
	床面積 (概略)	1階 約36平方メートル 2階 約36平方メートル
	所 有 者	☐ 土地所有者 ☒ その他の者 (債務者) ☐ 不明
	建 築 時 期	☐ 年 月 日ころ ☒ 不明
	建 築 者	☐ 現所有者 ☐ その他の者 () ☒ 不明
そ の 他 の 事 項	2棟の目的外建物の間に下屋が存在する。	
2	所 在	由利本荘市内越字家ノ前328番
	家 屋 番 号	☒ ない (未登記) ☐
	種 類	☐ 居宅 ☐ 店舗 ☐ 共同住宅 ☐ 工場 ☐ 倉庫 ☒ 物置
	構 造	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
	床面積 (概略)	約20平方メートル
	所 有 者	☐ 土地所有者 ☒ その他の者 (債務者) ☐ 不明
	建 築 時 期	☐ 年 月 日ころ ☒ 不明
	建 築 者	☐ 現所有者 ☐ その他の者 () ☒ 不明
	そ の 他 の 事 項	2棟の目的外建物の間に下屋が存在する。

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
(3 枚目)

(占有関係用〈単独〉)

占有者及び占有権原 (物件3 関係)			
占有範囲		■全部 ☐	
占有者		■債務者 ☐	
占有状況		■敷地 ☐ 駐車場 ☐ ☐ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☐	
☐ 関係人(☐ (占有者) ☐ ())の陳述 / ☐ 提示文書()の要旨			
占有権原		☐ 賃借権 ☐ 使用借権 ■不明	
占有開始時期		年 月 日	
最初の	契約日	年 月 日	
契約等	期間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし	
更新の種別		☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の	期間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし	
契約等	貸主	☐ 所有者 ☐ その他の者 ()	
当事者	借主	☐ 占有者 ☐ その他の者 ()	
賃料・支払時期等		毎 金 円 (毎 限り 分支払) ☐ 前払 (分 円) ☐ 相殺 (分 円)	
敷金・保証金		☐ ない ☐ ある (☐ 敷金 円 ☐ 保証金 円)	
特約等		☐ 譲渡・転貸を認める ☐	
その他			
執行官の意見		■上記のとおり ☐ 下記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(4 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ 債務者代表者の母	債務者代表者の実家（４０６番）において聴取 １ 息子はしばらく帰ってきていません。 ２ 道路をはさんで向かい側の土地（３２８番）には、息子の会社の建物が あります。
■ 由利本荘市役所税務課担当者	１ 執行官からの照会に対し、土地（３２８番）上の建物所有者に関する名 寄帳をお送りしています。名寄帳には、土地上の建物の所有者はFさんと 記載されており、当該建物は未登記です。 ２ しかし、執行官から確認を求められたため航空写真等をもとに調査した ところ、名寄帳に記載されたFさんが所有する未登記の建物は、３２８番 の土地の南隣の３２８番２と３２８番４の土地にある建物で、照会の土 地（３２８番）にある未登記の建物２棟は、いずれも課税されていない建 物ではないかと思われます。 ３ 課税されていない建物であるため、建物の所有者は分かりません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(5 枚目)

執行官の意見

- 1 本件物件の状況は、建物配置図及び添付した写真のとおりである。
- 2 物件3の土地は、3枚目記載の目的外建物2棟（いずれも未登記）の敷地として利用されている。
なお、2棟の目的外建物の間には下屋が存する。
- 3 上記目的外建物のうち北側の事務所部分に債務者名が表示されていることと債務者代表者の母の陳述により、上記2棟の目的外建物は本件債務者が所有する建物と思われる。なお、建物の敷地利用権原は不明である。
- 4 8枚目建物配置図のとおり物件3の東側中央部分よりやや南側に「本荘市」と刻印されて杭が存する（写真⑦）。評価人が由利本荘市役所に問い合わせをしたが、杭の設置理由等は判明しなかったとのことである。
- 5 なお、公簿上物件3（328番）を所在地とする家屋番号328番の建物が存在するが、同建物は328番から分筆された隣地（328番4及び328番2）上の建物と思われる。

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
6年10月24日 (木)	当庁 (郵送)	由利本荘市に対し固定資産税名寄帳を公用で申請 (11月1日回答)
6年11月 1日 (金) 11:20 - 11:25	秋田地方法務局本荘 支局	・近隣土地の登記事項要約書を公用で取得 ・土地上に存在する登記済建物の有無を調査 (該当する建物が1棟ある)
6年11月 7日 (木) 14:50 - 14:55	物件所在地	占有調査、外観写真撮影
6年11月 8日 (金)	当庁 (郵送)	固定資産税名寄帳に物件3 (328番地) 上の建物所有者と記載されているF氏あて書面照会 (11月18日回答)
6年11月14日 (木) 10:15 - 11:00	物件所在地、債務者代表者の実家(406番)	立入調査、債務者代表者の母から聴取
6年11月21日 (木) 13:10 - 13:30	由利本荘市役所税務課	11月1日に届いた名寄帳の内容について、担当者から聴取
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(7 枚目)

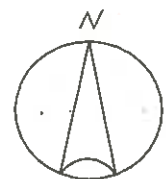
令和6年(ケ)第50号
(物件 3)



○→写真撮影位置・方向

○物件3の形状等は、地積測量図及び縮尺記載の信頼できる図面がないことから、現地調査をもとに記載した。

○物件3南端より約6.2m、東側道路の側溝端より約2.3mの地点に、「本荘市」と刻印された杭が存在する。
由利本荘市建設管理課、税務課地籍調査班等関係各課に回答を求めたが、杭の設置理由等明確な回答が得られなかった。



建物配置図
縮尺1:200

①



目的外建物(物置)

目的外建物(事務所)

物件3

②



目的外建物(物置)

③



物件3

④



井戸

目的外建物(事務所)

⑤



下屋

目的外建物(物置)

⑥



⑦

物件3



「本荘市」と刻印された杭

令和 6年 (ケ) 第 50 号

令和 6年 11月 14日 現地調査

令和 6年 12月 3日 評 価



秋田地方裁判所 御中

評 価 書

(物件 3)

評価人 不動産鑑定士

小陰 遼子

第1 評価額

評 価 額	
物件3（土地）	金 500,000 円

- ① 物件3の土地の評価額は件外建物のための土地利用権等価格を控除した価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番 号	所 在 等	登 記	現 況
3	所 在 地 番 地 目 地 積	由利本荘市内越字家ノ前 328番 宅地 188.89 m ²	
番 号	特 記 事 項		
	○ 物件上に未登記目的外建物が2棟及び下屋が存する。詳細は下記のとおり。 (事務所) 軽量鉄骨造2階建、事務所、1・2階各約36m² (外周計測) (物 置) 木造平家建、物置、1階約20m² (外周計測) ○ 物件北端に、井戸及び簡易トイレ2個が存する。 ○ 物件南端より約6.2m、東側道路の側溝端より約2.3mの地点に、「本荘市」と刻印された杭が存する。 由利本荘市建設管理課、税務課地籍調査班等関係各課に問い合わせをしたが、杭の設置理由等明確な回答が得られなかった。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等

位 置 ・ 交 通 (道 路 距 離)	J R羽越本線「羽後岩谷」駅南西方・道路距離約3.8 k m バス停「内越」北東方・約180m (徒歩約2分)					
付 近 の 状 況	当該地域は、由利本荘市本荘地域中心部より北東約3.8km (直線) に位置し、農家住宅を中心に周囲は農地に囲まれた集落地域を形成している。 地域内の主たる需要者は、当該地域に地縁性を有する者に限定的で、新規宅地需要を目的とした圏域外からの住宅取得者はほとんど見られない。市内中心部では、住宅用地の需給ギャップから価格は上昇傾向にあるも、当該地域においては、特段の宅地開発も見られず下落傾向で推移している。以上より、地価水準は今後もやや下落基調で推移するものと思料される。 最寄公共施設： 市立新山小学校より約5,000m 最寄商業施設： マックスバリュ本荘中央店より約4,000m					
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分	用途地域	非線引都市計画区域			
	建 ぺ い 率	容 積 率	用途指定無			
	防 火 規 制		70%			
	立地適正化計画		200%			
	その他の規制		指定無			
			有 (都市機能誘導区域外・居住誘導区域外)			
			特になし			
画 地 条 件	間口約20m、奥行約10mの不整形地。 規模は188.89㎡ (登記地積)。 地勢はほぼ平坦である。					
接 面 道 路 の 状 況	接道方位	幅員	道路の種類		舗装	接道状況
			建築基準法上	道路法上		
	東	約 9.5 m	42条1項	市道	舗装	中間画地
道路位置指定：－						
土 地 の 利 用 状 況 等	未登記目的外建物の敷地として利用されている。 当該建物は、本件債務者所有と思われる。建物の敷地利用権原は不明で、物件3に法定地上権が成立しないと判定した。					
供 給 処 理 施 設 (宅 地 内 引 込)	上 水 道	あり	(	－	)	
	ガ ス 配 管	なし	(接 面 道 路 公 設 管	なし	)	
	下 水 道	なし	(接 面 道 路 公 設 管	あり	)	

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等

ハザードマップの有無		
洪水	☐ 無 ☒ 有	(区域外)
雨水出水 (内水)	☒ 無 ☐ 有	()
高潮	☒ 無 ☐ 有	()
その他		
土砂災害警戒区域等 指定の有無	☒ 無 ☐ 土砂災害警戒区域内 ☐ 土砂災害特別警戒区域内	
土壌汚染の有無	土壌汚染の有無は専門調査機関による調査を経なければ確定できないが、現地調査、登記、地図等の資料から、土壌汚染の可能性を有する用途で使用された可能性は低いと判断した。	
周知の埋蔵文化財包蔵地の指定	☒ 無 ☐ 有 ()	
特記事項	○ 詳細は前記2ページ特記事項参照。 ○ 物件に対する地積測量図及び縮尺記載の信頼できる図面がなく、かつ一体として利用していると思われる地点に「本荘市」刻印の杭があるなど、物件の地積のほか間口奥行、形状等については、由利本荘市関係各課と協議の上、専門家による測量を要すると思われる。	

* 各種ハザードマップ等に記載されている内容については今後変更される場合があります。

最新の情報は (ハザードマップポータルサイト <https://disaportal.gsi.go.jp/>) でご確認ください。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
3	6,800	0.89	188.89	1.00	1,140,000
計					1,140,000

ア 標準画地価格 (地価調査基準地 からの規準)

標準画地は幅員約9.5m舗装市道に接面する地積約300㎡の整形地

地価調査基準地 : 由利本荘市(県) - 9

$$\begin{array}{ccccccc} \text{基準地価格} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 7,750\text{円/㎡} & \times & 99.3 / 100 & \times & 100 / 102 & \times & 100 / 111 & \div & 6,800\text{円/㎡} \end{array}$$

◇ 時 点 修 正 0.993 (基準地価格の価格時点から評価日までの推定変動率である)

◇ 標準化補正 1.02 (基準方位：北方)

◇ 地 域 格 差 1.11 (下記各条件の相乗積)

(街 路 条 件) 0.95 : 幅員▲5%
(交 通 接 近 条 件) 0.97 : 駅接近性+2%、市中心部接近性▲5%
(環 境 条 件) 1.20 : 居住環境+20%
(行 政 的 条 件) 1.00 : 特になし
(そ の 他 条 件) 1.00 : 特になし

(街路・交通接近・環境・行政的・その他条件は各項目の総和)

イ 個 別 格 差 0.89 (下記各条件の相乗積)

(街 路 条 件) 1.00 : 特になし
(交 通 接 近 条 件) 1.00 : 特になし
(環 境 条 件) 0.97 : 供給処理施設▲3%
(画 地 条 件) 0.92 : 方位+2%、形状▲10%
(行 政 的 条 件) 1.00 : 特になし
(そ の 他 条 件) 1.00 : 特になし

(街路・交通接近・環境・行政的・その他条件は各項目の総和、画地条件は各項目の相乗積)

ウ 地 積 : 登記数量による

エ 建 付 減 価 1.00 (一体としての減価で査定のためここでは不要)

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
3	1,140,000	0.10	敷地占有利益	110,000
計				110,000

イ 土地利用権等割合 : 売却により法定地上権が成立しないと解されるので、建物の敷地占有利益を考慮した。敷地占有利益の価値割合は、法的な保護が期待できるか否か並びに建物の構造等を総合的に勘案して判定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 カ	評価額 (円) (ア±イ) × ウ × エ × オ ± カ
3	1,140,000	-110,000	-	0.70	0.70	0	500,000

ウ 占有減価修正 : 必要なし。

エ 市場性修正 : 所有権取引が主たる取引である当該地域において、建物が敷地を事実上占有している土地取引は市場性が見られず、また建物所有者との交渉等相応の煩雑性が認められることから、市場性が見いだせず滞留期間は相当長いと判断し、修正を施した。

オ 競売市場修正 : 評価条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮のうえ上記のとおり査定。

第6 参考価格資料

○ 地価調査基準地 由利本荘市(県) - 9

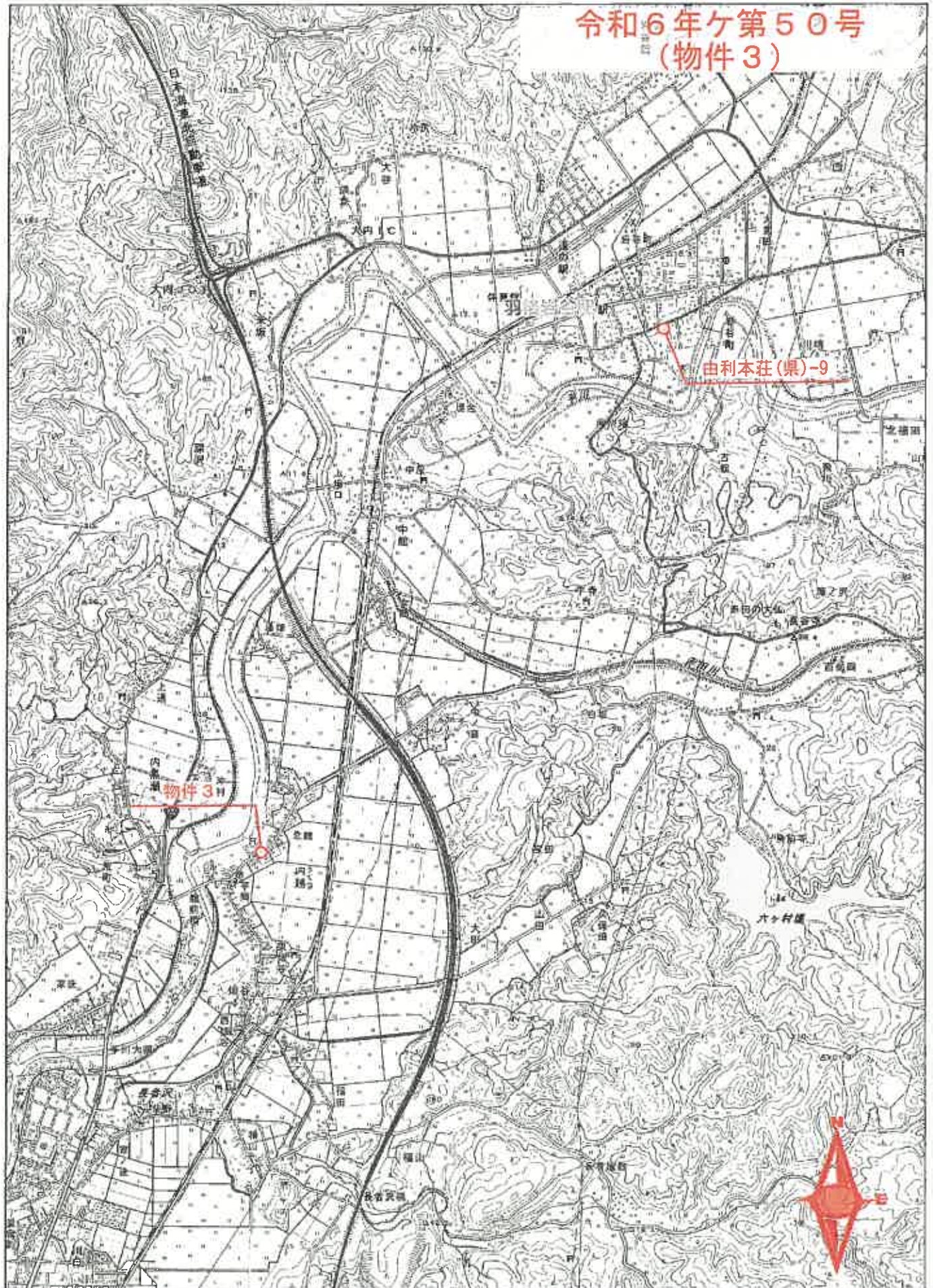
所 在 : 由利本荘市岩谷町字十二柳113番7
価 格 : 7,750円/㎡
位 置 : J R羽越本線「羽後岩谷」駅道路距離で約680mに位置
価 格 時 点 : 令和6年7月1日
地 積 : 234 ㎡
供給処理施設 : 上水道、下水道 整備済
接 面 道 路 : 東側幅員4.5m舗装市道に接面
用 途 指 定 等 : 都市計画区域外
(指定建ぺい率 - % 指定容積率 - %)
防 火 規 制 : 指定無
地 域 の 概 要 : 中規模一般住宅が多い既成住宅地域

第7 附属資料の表示

- 1 位 置 図 (国土地理院基盤地図情報)
- 2 住 宅 地 図 (株)ゼンリン住宅地図)
- 3 公 図 写
- 4 建 物 配 置 図

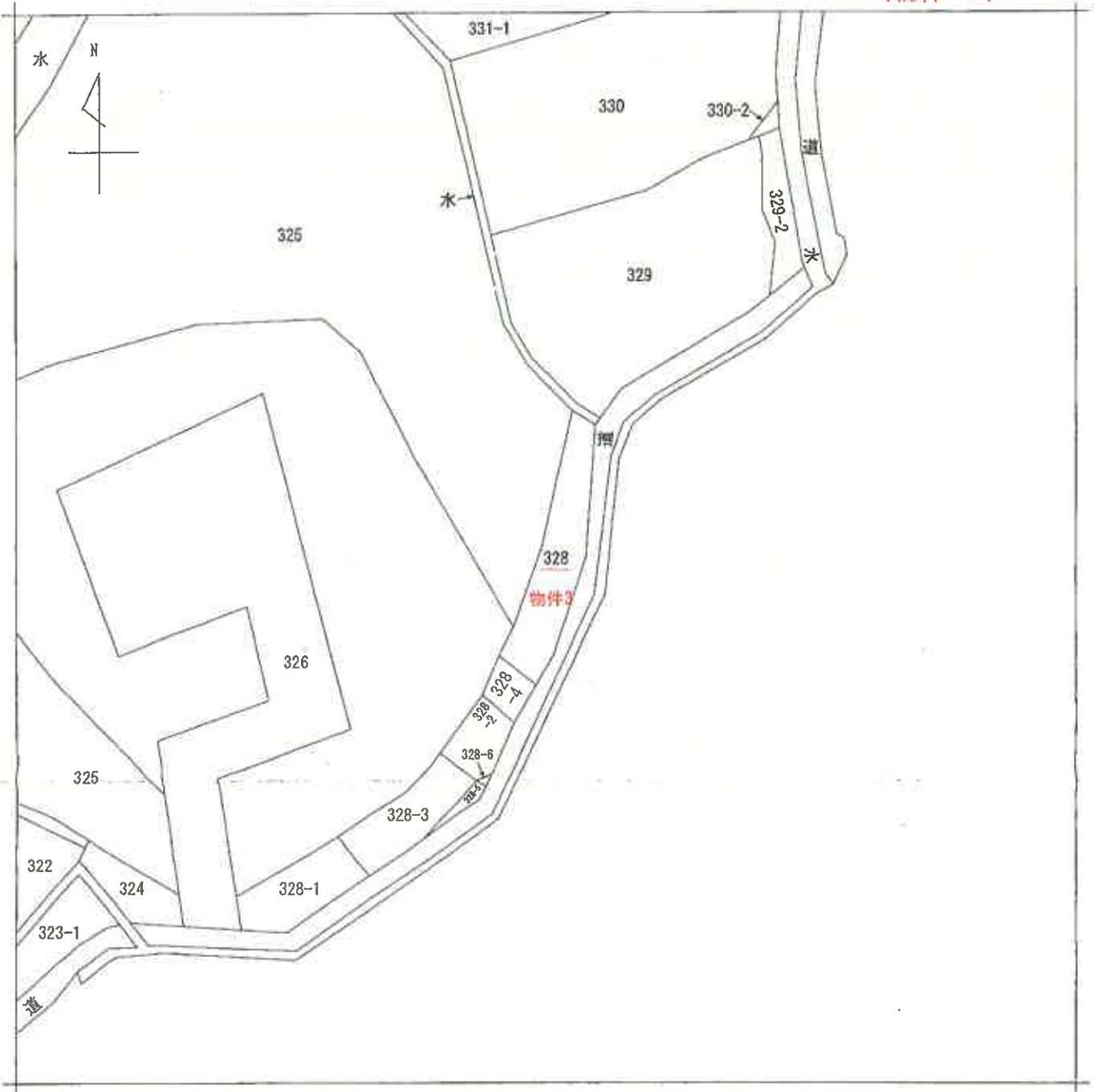
以 上

令和6年々第50号
(物件3)

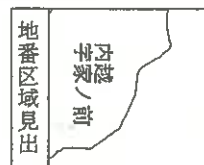


〈出典〉国土地理院:地理院タイル
国土交通省:国土数値情報

位置図
縮尺 1:25000



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	由利本荘市内越字家ノ前				地番	328番			
出力縮	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)			補事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(秋田地方法務局本荘支局管轄)

令和6年9月3日

秋田地方法務局

請求番号: 10-1

登記官

A3版をA4版に縮小

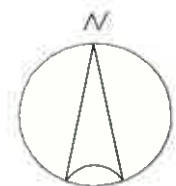


令和6年(ケ)第50号
(物件 3)



○物件3の形状等は、地積測量図及び縮尺記載の信頼できる図面がないことから、現地調査をもとに記載した。

○物件3南端より約6.2m、東側道路の側溝端より約2.3mの地点に、「本荘市」と刻印された杭が存する。
由利本荘市建設管理課、税務課地籍調査班等関係各課に回答を求めたが、杭の設置理由等明確な回答が得られなかった。



建物配置図
縮尺1:200